

○西村（康）委員 自由民主党の西村康稔でございます。

きょうは、三本の法案の審議でありますけれども、この一、二週間、日本経済にかかわるさまざまな事件やトピックスがありましたので、まずそちらの議論をさせていただきたいと思っております。

最初にAIJの事件についてでありますけれども、これは、中小企業の集まりである厚生年金基金、八十を超える厚生年金基金、うちの地元も幾つかの基金が被害を受ける格好になるんだと思っておりますけれども、九十万人近い中小企業の方々の年金にかかわる大きな事件であります。これについての議論をさせていただきたいと思っております。

きょう、厚労省の辻副大臣がお越しでありますので、まず、この厚生年金基金というのは、幾つあって、これまで、かつては政令だったと思っておりますが、保証利回りを五・五％ということで保証していたわけですが、今なお、こういう市場の状況、リーマン・ショックがあり、さらに欧州がこういう状況になっても、さらに引き続き今でも五・五％の保証利回りを約束している、保証している、この基金が数多くあると聞いておりますけれども、全体で厚生年金基金は幾つあって、そのうち五・五％の保証をしている基金は幾つぐらいあるのか。まず事実関係を教えていただきたいと思っております。

○辻副大臣 厚生年金基金の数でございますけれども、平成二十三年三月末時点では五百九十五、二十四年三月一日時点では五百八十一でございます。そして、そのうち予定利率を五・五％に設定している基金は幾つかという御質問でございますけれども、平成二十四年三月一日時点で五百七ということでございます。

○西村（康）委員 五百九十五あって、そのうちの五百七の基金が五・五％の予定で回している。これは非常に非現実的な数字、そんな、五・五％で回してくれるようなものがあつたら、みんなそちらで運用をお願いするわけでありまして、現実的じゃないわけでありまして、厚労省、これはこのままでいいんですか。

引き下げるよう促していく。年金、必ず穴があいていくわけですし、約束したことができないわけでありまして、その利率を下げようとする、受給者の給付を減らすか、掛金を上げなきゃいけないわけですが、何らかの方法を考えて、現実的なものに変えていく必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○辻副大臣 御指摘いただきましたように、積み立て不足の状況にある厚生年金基金につきましては、財政の健全化や安定化のためには、予定利率を引き下げていくということが必要になるわけでございます。そして、その予定利率の引き下げに際しましては、企業が負担する掛金の追加拠出が必要となる、そして、現在の厳しい経済情勢のもとでは、そのような追加拠出を求めることはなかなか難しいということが現状としてあることは、御指摘、御認識のとおりだと思っております。

私どもといたしましては、このような状況に対処すべく、これまでも、基金の規約改正などに際しまして、予定利率を引き下げるように指導してきたところでございます。そして、その上で、本年一月より、予定利率を引き下げた場合に生じる掛金引き上げの開始時期を一年間おくらせることができる特例措置を設けさせていただいたところでございます。

今後とも、このような特例措置の活用も含めまして、適切な予定利率の設定について指導していきたい、このように考えております。

○西村（康）委員 現実的なものになるようにしていかないと、みんなバラ色の期待をして、現実にはできないわけでありますから、ぜひしっかり対応していただきたいと思ひます。

ちなみに、厚生年金基金は厚生年金の一部代行もやっていますけれども、この代行の部分も穴があく、積み立て不足になるいわゆる代行割れというのは幾つあるんですか。これも教えていただけますか。

○辻副大臣 厚生年金基金は、御指摘のとおり、厚生年金の一部を国にかわって代行給付しているわけでごひますけれども、いわゆる代行割れの状況にある数は、平成二十三年三月末時点で二百十三でごひます。

○西村（康）委員 二百を超える基金において、代行をやって、その部分が不足になっているわけでありますから、厚生年金は、幅広く、働く人々の年金であります、そこに一部積み立て不足が生じているということでありますので、これも大変大きな問題だと思ひます。

もし基金を解散しようとする、利回りを下げるときもそうですけれども、中小企業に相当な額の拠出を求めることになるわけですね。分割とかいろいろ手当てはされていますけれども、この解散をする条件も少し緩和することを考えていただいた方がいいと思ひますけれども、いかがですか。

○辻副大臣 御指摘の厚生年金基金が解散するための条件についてごひますけれども、厚生年金基金が解散するためには、一つとしては、労使の代表で構成される代議員会で代議員の四分の三以上の議決を得た場合、また、基金の事業の継続が倒産などによって不能になった場合、このようないずれかの条件に該当し、かつ厚生労働大臣の認可を得ることが必要ということになっておるところでごひます。

また、厚生年金基金は、厚生年金の一部を国にかわって代行給付しているものでありますので、通常は、解散時点でその代行給付に見合う資産を有している必要がある、このようになっているところでごひます。

そのような中で、昨年成立いたしました年金確保支援法によりまして、五年間の時限措置というものではごひますけれども、代行給付に見合う資産を有していない場合でも、不足分を最長十五年間分割納付することにより、解散できるようにした次第でごひます。

○西村（康）委員 それは我々も合意をして手当てをした措置でありますけれども、現実に基金で運用している中小企業の方々の声を聞くと、解散するにもやはり拠出が、相当な金額が要るし、仮に分割しても相当な負担になりますので、これは何らかの対応が必要だと思ひます。

ぜひ、先ほどの、予定保証利回りを下げること、現実的にすること、あるいは、もうバラ色のあれではなくて解散も含めて考える、そのときに一定の何らかの手当てがさらに必要じゃないかと思ひますけれども、今回の事件を踏まえて、厚労省として、ぜひそうした対応をしていただきたいと思ひますが、いかがですか。検討していただきたいと思ひますけれども。

○辻副大臣 御指摘いただきましたような問題点も含めまして検討して、対応していきたいと思ひっております。

○西村（康）委員 ぜひ年金の視点から検討も加えていただければというふうに思ひます。

この場合は財務金融委員会でありますので、むしろこの投資顧問会社による運用がどうなっていたのかということについて、いろいろ今調査をされていると思ひますけれども、資料をお配りさせていただきました。A I Jの事業報告書。これは、A I J投資顧問のホームページからとれます。年に一回、金融庁に報告をされている分であります。

一枚目、概要が書いてありますが、抜粋をしました。二枚目に、その投資の状況の資料があります。契約件数があつて、一千八百億強の運用資産総額があつて、どういうふうに運用している

かと、年に一回、この報告があるわけです。下の方に、デリバティブでどれだけ取引しているか、約定ベースというのがありますが、先物で二千二百億を超える運用をしているわけでありまして。

一般のプロの投資家が、ヘッジファンドを初め、こう運用してくれと。これをするのは、それなりにリスクもあって、当然、自由な市場の中で、金融のさまざまな知識を駆使した商品があつていいと思いますし、これは当然リスクもかけてやっている話でありますけれども、いわゆる年金基金、年金という大事な資産を預かって、このような形で、ほとんどデリバティブで使って、それで損失を出しているということだと思えます。

金融庁はこの報告を受けているわけですね、年に一回。これを見て何も行動を起こしていないのか。報告を受けておきながら金融庁のチェックが甘いんじゃないかと思えますけれども、この点、金融庁はどうお考えですか。

○細溝政府参考人 個別の行政対応につきましてコメントは差し控えさせていただきたいと思えますが、一般論で申し上げますと、金融庁で業務報告書をいただいて、いただいた資料、情報、これは証券取引等監視委員会とも情報を共有しております。監視委員会においても活用されているものと考えております。

○西村（康）委員 情報共有はいいんですけれども。

個別の案件、これは別として、投資顧問について、しかも、厚労省が大体どこまで知っているかというのはありますけれども、少なくとも、プロのものを全部チェックする必要はないかもしれませんが、年金のものについて、もう少ししっかりとチェックする必要があると思えます。大臣、いかがですか。

○自見国務大臣 西村先生にお答えをさせていただきます。

今局長から答弁させていただきましたけれども、A I G投資顧問会社の概要は、今言ったように、今検査中でございます。金融庁で把握した御指摘の一任契約にかかわる情報については、これは証券取引等監視委員会、先生御存じのように、これは昔、八条委員会でございまして、独立性が担保されておりますので、情報を共有してございまして、監視委員会においても検査の対象先の選定に活用されているものと承知をいたしております。

ただし、先生が今言われました、規制緩和の時代に、先生よく御存じのように、一九九〇年代から日米金融協議がございまして、それを契機として、実は私も一九八三年から国会議員をさせていただいておりますから、特に医者でもございまして、社労にずっと関与をさせていただきました。

一九九〇年代に、それまでは、年金の運用は、日本の場合は信託銀行と生命保険会社というのが大分長い間、何十年とこれを運用してきたわけでございますけれども、社会部会の現場としては、私は副部長でございましたから、突然、投資顧問会社というのを入れてくれというような話が来まして、当時、御党の社会労働委員会で大変もめまして、私は、やはり年金というのは、安全、確実、有利でないという簡単には許可できないということを大変強く言いました、たしか、一年、投資顧問会社が参入できるのがおくれたというふうに私は記憶いたしております。

その後、規制緩和の時代で、もう先生御存じのように、運用に関しまして、投資顧問会社も認可から登録制度になりまして、それから、昔は厚生省が所管でございますが、五・三・三・二という規則がございまして、絶対安全な資産は五、それから株式等々、外国の資産を入れて三、五・三・三・二という規制がございましたが、これも規制緩和の中で撤廃されたんです。

今度は、こういうことになりましたので、いろいろ精査したものの、結論は出ておりませんが、私は、やはり年金でございまして、当然、リスクがあればリターンがあるわけでございますから、そういった金融商品の性格も考えながら、まさに調査中でございますが、調査の結果が出たら、ぜひこの原因、それから再発防止のために、選択肢を設けなくて、御批判をしっかりと受けながらやっていきたいというふうに思っております。

○西村（康）委員 これは、金融庁に提案等、いろいろ検討しておられると思いますけれども、大臣おっしゃったように、規制緩和をしてきましたし、自由な市場でいろいろな金融取引を認めていく、これは大きな流れとして我々も賛同しました。我々は、むしろ推進してきた立場であります。

しかし、そのときには、ディスクロージャーをしっかりと、一方で投資家保護というのがあるわけですから、事前の規制はできるだけなくしますけれども、事後のディスクロージャーとそれのチェックはちゃんとしていこうということでもありますので、例えば、もう全く自由に投資顧問会社がやっている、ディスクロージャーしてもそれが正しいかどうかよくわからない。金融庁も恐らく全部は見切れないんだと思います。少なくとも、外部監査、監査を入れるということは必要じゃないかと思うんですけれども、この点についてはいかがですか。

○自見国務大臣 西村先生にお答えします。

A I Jと言ったつもりでございますけれども、私は自見でございますから、A I Gと言ったそうでございますので、恐縮でございますが、それぞれの名誉がございますから、A I Jに訂正をさせていただきたいと思っています。

それから、今の先生の質問でございますけれども、金融庁としては、先生の御指摘のように、規制監督のあり方の見直しを含め、あらゆる選択肢を排除することなく、関係省庁、この場合、非常に厚生労働省が多いわけでございますけれども、連携しながら、金融庁それから証券取引等監視委員会の総力を挙げて再発防止に努めてまいります。

先生の今の意見では、外部監査を入れてはどうかということでございますけれども、そんなこともしっかり御意見として承りながら、きちっと再発防止のためにやっていきたいというふうに思っております。

○西村（康）委員 A I Jの調査の結果もあるでしょうけれども、一般論としても、恐らく多くの年金基金が、これ以外の年金基金も投資顧問に一任で任せているんだと思いますので、外部監査、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げたような事業報告書は、年に一回、金融庁に出ているわけですが、運用報告書というのは、どういう運用で、結果、回しているかというのを年に二回なり四回なり、それぞれの基金には行っているわけですが、基金にそうしたプロがいるわけでもなく、今の、運用結果も外部監査を受けていませんから、これが正しいのかどうか見抜けるわけがないんだと思うんですね。もちろん、基金側のそういう見抜く力の向上というのにも必要だと思いますけれども。

これは、厚労省がその運用報告を受け取って、年金基金なんですから厚労省でも、もちろん金融庁とも連携しながらですが、しっかりと監督していく、ウオッチしていくというところが必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

○辻副大臣 委員からる御指摘いただいたところでございますけれども、先ほどの答弁等にもございましたけれども、基本的に、金融自由化の流れの中で規制緩和などが図られた結果、各企業年金の自己責任ということが一つベースになっているということが片やあるわけでございます。

しかし、大切な国民の老後の生活にかかわる部分でございますので、そういったことについて、私どもといたしましても、今日的な対応を求められているということでございますので、各企業年金に対して厚生労働省が示しております資産運用のガイドラインがあるわけですが、その見直しに向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○西村（康）委員 もちろん、自己責任で三階建ての部分はやっているのが基本だと思いますけれども、一部代行もやっているわけですから、厚生年金の一部も穴があく可能性があるわけですので、これはぜひ厚労省としても御検討いただきたいと思います。

いずれにしても、今お話を伺っていても、まだA I Jの全体像もわかりませんし、いろい

る検討しているということでもありますので、委員長、代表の浅川和彦さんに参考人として来ていただいて、どういう実態があったのかお聞きをしたいと思ひますし、また、これについての集中審議を求めたいと思ひますので、御検討いただきたいと思ひますが、いかがですか。

○海江田委員長 後刻理事会で検討いたします。もう既に検討に入っておりますから。

(中略)

○あべ委員 自由民主党、あべ俊子でございます。

きょうは、質問の時間をいただきまして、ありがとうございます。

A I Jの年金消失問題に関して質問させていただきます。

厚生労働省の方からも答弁者としていらしていると思ひますが、この問題に関しまして、特に平成八年、金融ビッグバンの金融制度改革、この後に、自己責任に運用規制がなってきたという中にありまして、局長通知で、厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインが定められたと書いています。

このガイドラインを見直すというふうにおっしゃっておりますが、このガイドラインの基本的な留意事項の中に分散投資義務が出ているわけでありまして、この分散投資義務というのはどれぐらいの義務なのか、教えてください。

○辻副大臣 御指摘のガイドラインでございますけれども、分散投資義務といたしまして、基金に係る資産の運用に当たっては、投資対象の種類等についての分散投資に努めなければならない、このような規定をさせていただいているところでございます。

○あべ委員 このガイドラインは、どれぐらい努めるかどうかということ、すなわち、ガイドラインというのはそもそもどれぐらいの拘束力があるのでしょうか。

○辻副大臣 先ほどの議論にもございましたけれども、金融自由化という流れの中で、平成九年に運用規制が撤廃をされまして、現在は、資産配分や運用機関の選定は各企業年金の自己責任になっているというのが一つ原則にあるわけでございます。

そういった中で、私どもといたしましては、分散投資に努めていただいて、しっかりとした運営をしていただきたい、このような思いで、局長通達という形でガイドラインをお示しさせていただいているということでございますし、そういった、委員御指摘のような拘束力という意味においては、それは基本的に自己責任であるけれども、局長通達のガイドラインによって指針をお示しさせていただいている、こういうことでございます。

○あべ委員 では、自己責任であるなら、ガイドラインを出している厚生労働省としての責任は全く問われないということなんでしょうか。

○辻副大臣 毎年報告書を受けているわけでございますし、私どもとして当然責任を有しているわけでございまして、そういった意味におきまして、今回の事態を受けまして、実態調査も行いつつ、先ほどのガイドラインの見直しなどにつきましても、御意見をいただき、検討を重ねつつ、夏ごろまでに結論を出したい、このように考えております。

○あべ委員 そうしますと、そのガイドラインを出している厚生労働省のいわゆる責任、さらには、このガイドラインの見直しをただけで今回の問題はもう起きないというふうに考えるのでしょうか。

○**辻副大臣** 大きな流れとして、先ほど来議論がございましたように、一九九〇年代の日米金融協議を契機とする金融自由化の流れの中で、私どもがそれ以前有しておりました運用規制が撤廃をされた、また、金融サイドの投資顧問の参入規制などの緩和も行われたという流れの中でございまして、そういった意味で、当時から今日まで、自己責任といいますか、規制緩和の流れの中での自己責任というトーンでの政策運営がなされてきた、その中の一つでもあろうかと思うわけでございまして、そういった基本的なこれまでの政策方針の中でどのような対応がなされ得るかということにつきまして、検討会をもって議論させていただき、ガイドラインの見直しなどに努めていきたい、このように考えております。

(中略)

○**あべ委員** ガイドラインを見直しただけでこの問題は再発しないというふうにお考えですか、副大臣。

○**辻副大臣** にわかに結論を申し上げるわけにはいかない大きな課題だと思えますけれども、基本的に、先ほどの答弁の繰り返しにもなりますけれども、日本を取り巻く国際的な状況、また国内的な要請もあったかと思えますけれども、規制緩和とか自由化という大きな流れがあった中で今回のこれに連なる制度の改正といいますか、規制緩和ということがあった。そういった中で、今日、かつてあった五・三・三・二の運用規制がなくなっている。そして、資産配分、運用などについては各企業の自己責任にするということが一つ方針としてある中で今日まで至っているわけでございます。

委員の御指摘のように、そのこと自体を見直すべきではないかということも議論として当然あり得るかと思うわけでございますけれども、私どもといたしましては、現在、ガイドラインの見直しを行う中で対応を考えていきたい、このように思っております。

○**あべ委員** 何を言っているかよくわからないんですが、そもそも、ガイドラインとは厚生労働省にとってどういう意味を持つんですか。

○**辻副大臣** 先ほど申し上げましたように、それまでは運用規制があったわけでございます。五・三・三・二の運用規制があったわけでございますが、それを撤廃するという当時の内閣としての決定をされたということがあったわけで、しからば、それにかわる一つの指針、ガイドラインを示すべきであるということの中で、分散投資義務を主な内容とするガイドラインを出させていただいた、こういうことでございます。

○**あべ委員** ですから、厚生労働省にとっては、ガイドラインというのは責任をとらないためのガイドラインなのか、責任を一緒に共有するためのガイドラインなのか、どちらなのか、二択でお答えください。

○**辻副大臣** 当時、出されたときの御判断がどうであったかというのは今日私が判断つきかねる部分もございますけれども、前も省令だったかと思えますけれども、規制があったわけですから、それを取っ払うということが一つ内閣の方針として決められたわけです。その中にある、元本保証といいますか、給付の安定性と安全性というものを図るべきだという見地から、やはりこういったことについては留意をしていただきたい、そういう思いを込めてガイドライン、局長通達ということで出させていただいた、このように考えております。

○**あべ委員** ガイドラインに思いを込めて、責任はこもっているんですか。

○**辻副大臣** 恐縮ですけれども、平成九年のことをございまして、私ども自身がそのときに判断をして対応したことではないので、そのときのことがどうであったかというのは必ずしもつまびらかではございませんけれども、そのガイドラインというものが、規制を緩和するという流れの中で、しかしやはりそれでも大事にすべきものがある、その思いを込めてといえますか、そのような見地から当時出ささせていただいたものだというふうに考えております。

○**あべ委員** 副大臣、その平成九年のときの話の思いを込めたのは、あなたが思いを込めたわけじゃないわけですから。しかしながら、今現職で政府にいるのがあなたなわけですから、そのところはしっかりと整理をしていただきたいと思います。

現時点で政府側にいる副大臣に、このガイドラインというのは厚生労働省の思いだけではなく責任が入っているかどうかということを知っているんです。どちらですか。

○**辻副大臣** もとより、監督官庁という意味合いにおいて責任を有しているわけでございますけれども、企業年金の運用については、先ほど来申し上げておりますとおり、自己責任という原則が貫徹されているわけでございまして、そのことはやはり中心に据えて判断し考えなければならぬ、このように思っております。

○**あべ委員** ですから、自己責任であるときに厚生労働省がガイドラインを出すということは、責任を逃げるためのものなのか、責任を逃げるためのガイドラインでないとするならば、では、報告書はなぜ厚生労働省に出しているのか、教えてください。

○**辻副大臣** 私どもといたしましては、もちろん責任を有しているわけでございまして、その一環として、認可しているわけですから、年一回報告書をいただいているということでございます。

そういった中で、その責任を果たす意味合いにおいても、ガイドラインを守っていただきたいということでお出ししている、そういったことでございます。

○**あべ委員** では、時間になりましたので、午後、引き続きさせていただきます。
ありがとうございました。

(中略)

○**あべ委員** いわゆる運用に関しての報告書を出させている厚生労働省が企画立案をする。しかしながら、それに関しての評価は自己責任としてくくっていく。そうすると、報告書そのものが、運用利回りも入っていないような、そういう中身であるとすれば、もともと企画立案を厚生労働省がすること自体無理があるんじゃないでしょうか。いかがですか。

○**辻副大臣** 先ほど来答弁させていただいているところでございますけれども、厚生労働省といたしましては、制度設計をしているという責任を有すると同時に、運用につきましては、先ほど来、午前中も申し上げましたけれども、各企業年金の自己責任となっている、こういうことに現状あるわけでございます。

そして、御指摘のように、いわゆるガイドラインによる事前規制、それが分散投資というふうなこともあるわけですから、そういったものが必ずしも具体的でなく明確じゃないじゃないかという御指摘は、それは正しい御指摘だと思っております。そしてまた、事後的なチェックにおいて、報告が、ある面形骸化しているのではないかと、こういった御指摘も、そういう面があるというふうに私どもも考えるところでございます。

そういった意味で、事前規制のあり方、事後チェックのあり方、そういったことも含めて、企

業年金の資産運用のあり方について幅広く検討させていただいて、法令の見直しも含めて取り組んでいきたい、このように思っております。

○あべ委員 すなわち、事前規制だけではなく事後チェックに関しても行っていく、ガイドラインだけではないということだと私は理解しておりますが、そうしますと、そもそも、報告書が出て、それを見てわかる人が見ていたんでしょうか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

この報告書につきましては、本省あるいは地方厚生局のところで見ていたところがございます。その際に、先生がおっしゃるとおり、資産運用について一定の観点で知識を持っている者が見ておったことがございます。

ただ一方で、このような状態を見たときに、本当にそうした見る人の資質の観点が適切であったかどうかというところは一つの観点として残ると思っております。

その意味では、先ほど来申し上げましたとおり、制度全体を企画立案する立場から、この運用体制のあり方を検討する中で、そうしたチェック体制といったことも含めて幅広く検討していきたいというふうに考えております。

○あべ委員 そうすると、この代行部分の部分、特にこれは国からお借りしている報酬比例部分の部分が出ていますけれども、年金制度改革を民主党が今するとすれば、副大臣、この代行部分の厚生年金基金はどういうふうにするおつもりなのか、ちょっと教えてください。

○辻副大臣 そのことと新しい年金制度の改革というのは直接連動するものではないといえますが、現行制度の中で今の厚生年金基金制度のあり方の見直しがあるということだと思いますので、新しい制度の中でそのことをどう仕組むかというのはこれからの課題だと思います。

○あべ委員 税と社会保障の一体改革、それを皆さんが一生懸命つくられて、そして、今の現行制度に関して、ここの代行部分の部分はしっかり整理するべきだと思いますが、これはいつごろまでに検討ができますか。

今、与野党協議をしてほしいと何度も何度も言っているのに、まだ今の制度をどうするか考えていないというのは、与野党協議の前提条件が全くそろっていないということじゃないですか。いつまでにそろるか、教えてください。

○辻副大臣 委員御案内のとおり、年金制度の改革については、主に公的年金制度の改革をどうするかということでの議論だと思っております。

そういった意味で、三階部分をなす企業年金制度のあり方というのは、またその議論とは別のところになるのではないかというふうに思うわけでありましてけれども、いずれにいたしましても、厚生年金基金で厚生年金の代行部分が現実にあるわけですがけれども、そのあり方をどうするかというのは、やはり今日的なことも含めて対応していかなければならないと思っておりますが、しかし、現実に今それがあるということも踏まえて対応していかなければならない、このように思います。

○あべ委員 何を言っているかよくわからないのですが、A I Jに委託をしている総合型の厚生年金基金、これは多分皆さんが野党時代にもおっしゃっていたように、旧社会保険庁のOBまたは天下りの方が多くいるんじゃないかという質問を、私ども与党のときに大変受けたと思うんですが、今、現状として、そこのところはどうなっているのか、何人ぐらい天下りがいて、何人ぐらいそういう方が入っているかということをお教えいただけますか。

○辻副大臣 この点につきましては、各方面から御要請をいただいているところでございまして、今調査をさせていただいておりますので、近々その答えを出させていただきますので、その御要請に応え

ていきたい、このように思っております。

○あべ委員 では、近々、委員会に御報告いただくということによろしいですか。

○**辻副大臣** 近いうちに報告の集約をさせていただくことになると思いますので、そのような形で御要請があれば、それにお応えしたいと思います。

○あべ委員 委員長、近いうちにそのものをしっかりと委員会に出していただきたい。近々というのは、私は今年度中だと思っておりますので、三月中に、委員長、お願いしたいと思います。

○海江田委員長 あべ委員の意見も十分しんしゃくして、理事会で協議をいたします。

(中略)

○あべ委員 ぜひ、ここは皆さんの大切な年金が絡むところなので、制度上の問題の部分も非常に大きいというふうに思うわけですが、やはりそこは体制を強化していかなければ、被害者がもっともっと出るのではないかと思います。

厚生労働省の方に戻らせていただきますが、厚生労働省が、運用利回りに関しまして、しっかりこれを見直して引き下げろという指導をされていると聞いておりますが、どういう形で指導されているか、教えてください。

○**辻副大臣** 御指摘もございましたけれども、平成二十二年度末で、A I Jに対する投資を行っていた八十四基金のうち八割が予定利率五・五%を設定していたという事実があったわけですが、このようなことに対して、厚生労働省といたしましては、予定利率が運用実績に比べて過度に高く設定されている場合には、これまでも、基金の規約改正などの際に、予定利率を引き下げるよう指導してきたという経緯がございます。

○あべ委員 予定利率を引き下げると一体何が起きますか。なぜ下げようとしないのかの理由は御存じですか。

○**辻副大臣** 利率を下げますと掛金をふやさざるを得ないということで、事業主サイドの負担もふえるということで、今日的な経済環境のもとで、なかなか厳しい状況にあるということだと思います。

○あべ委員 掛金が足りないから予定利率が下げられない、では、これに対しての対応は厚生労働省としては何をしていらっしゃるのでしょうか。

○蒲原政府参考人 お答え申し上げます。

予定利率を引き下げた場合に、委員御指摘のとおり、掛金を引き上げなければならないということになっております。

ただ、事業主側の負担をできるだけ軽くしながら引き上げてもらうということの趣旨から、これまで、積み立て不足のために、予定利率を引き下げの際には、当該年度に掛金の引き上げを始めるように指導しておったわけですが、今後、この引き上げの開始時期を一年間おくらせることができる特例措置をことしの一月から講じたところでございます。

今後とも、こうした特例措置の活用を含めまして、適切な形で予定利率の設定について指導してまいりたいというふうに考えております。